

# 人権アラルト

すべての人が、幸せになる権利を持っています。

人権について、身近なこと、小さなことから、始めませんか？

## 知ると知らないでは大違い

皆さんは人権三法を知っていますか。私たちは常にいろいろな差別問題に接する可能性があります。その時、どう対応したらいいのか、知識があるのと無いのでは大きな違いが生じます。平成28年の同じ年に3つもの人権に関する法律が施行され、それを「人権三法」と呼んでいます。とても重要な法律なので、この3つの法律を紹介します。

はじめは、「障害者差別解消法」です。平成28年4月1日に施行され、すべての国民が障害の有無によって分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指すものです。この法律が求めるものは、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」です。以前は、障害を克服するのは、その人と家族の責任という個人モデルの考え方でした。しかし、この法律は、障害は社会の障壁により作り出されたものであり、それを取り除くのは社会の責任であるという社会モデルの考え方で施行されています。

次に、「ヘイトスピーチ解消法」で、平成28年6月3日に施行されました。日本に住む日本以外の出身者や子孫に対する差別意識を助長、誘発し、地域社会から排斥することを扇動するような言動の解消をめざす法律です。「〇〇人は出ていけ」等の街宣活動やインターネットへの差別書き込みが実際にあります。ヘイトスピーチはごく一部の人たちの言動だとか表現の自由と置いて放置することは、差別を許すことになります。神奈川県川崎市では条例を制定し、ヘイトスピーチに関して罰則を設けるほど、深刻な問題になっています。

最後は、「部落差別解消推進法」で、平成28年12月16日に施行されました。部落差別は、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受ける等の我が国固有の重大な人権問題とされています。今なお部落差別があることを踏まえた上で、部落差別のない社会の実現をめざした法律です。実際に、「あの人は部落出身だから…」と言われ、結婚を妨げられる事案が存在しています。多くの人に部落差別は許されないものという認識を持ってほしいと思います。

生まれつき障害があること、被差別部落で生まれたことは、本人が努力してもどうにもならないことです。それを差別することは許されません。人権三法はもちろん、これを機に他の人権問題にも興味を持っていただけたらと思います。